

第 3 期 東京都 犯罪被害者等 支援計画 の 概要

別紙 1

○平成23年1月に策定した東京都犯罪被害者等支援計画（第2期の支援計画）の計画期間は、平成23年度から27年度まで
⇒被害者や被害者支援団体の声、これまでの到達状況等を踏まえ、新たに第3期の支援計画を公表。第3期の支援計画の計画期間は平成28～32年度（5年間）

I 計画策定の趣旨

■計画の性格
・犯罪被害者等支援の基本的考え方を明らかにするとともに、今後の支援施策等を示すもの

■支援の基本的考え方 ※犯罪被害者等基本法上の「基本理念」に基づき規定

- ① 個人としての人権尊重、それにふさわしい処遇を保障
- ② 犯罪被害者等が置かれている状況や事情に応じた適切な施策を実施
- ③ 必要な支援等を途切れることなく受けられるよう施策を実施

II 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

■都内における犯罪等の現状
・都内刑法犯認知件数は減少傾向だが、性犯罪の認知件数は増加傾向（平成23～26年）
・ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童虐待に関する相談も増加

■都内における犯罪被害者等の状況

〈犯罪被害者等の実態調査結果(抜粋)〉

- ・精神的ダメージによる心身への影響は大（例：性犯罪等被害者の8割超がPTSD(※)の症状）
- ・周囲の無神経な言動で精神的苦痛を受ける二次的被害が多数
- ・多数の犯罪被害者等が掲げる今後充実が望ましい支援は「啓発」「カウンセリング」「弁護士紹介」

※心的外傷後ストレス障害

■犯罪被害者等に関する都民の意識

〈平成27年度インターネット都政モニターアンケート調査結果(抜粋)〉

- ・犯罪被害者等基本法や支援策等の認知度は前回調査に比べ低下

III 都におけるこれまでの犯罪被害者等支援

■東京都総合相談窓口における取組
・平成20年4月 被害者支援都民センター内に窓口を設置（相談等件数のうち性的被害が約4割）

■性犯罪等被害者支援の取組
・平成27年7月 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業開始（性暴力救援ダイヤル NaNa）

■区市町村等との連携体制の充実・強化
・平成24年度に都内すべての区市町村において対応窓口の設置が完了
・平成21年度以降「犯罪被害者等支援を進める会議」を開催し支援団体や地域の民間団体とも連携

■都民意識の啓発の充実・強化
・平成21年度以降 犯罪被害者週間行事の実施、啓発資料の作成・配布等

IV 都の今後の取組

■取組の方向性 様々な機関・団体で支援の取組が進展しつつあるが、各種調査結果からは、広く都民の理解が進んでいるとは言い難い状況
これまでの到達状況等を踏まえ
犯罪被害者等を**社会全体で支える支援の実現**に向け取組を推進

■取組の体系と重点的取組

1 被害者支援施策の充実・強化

総合相談窓口の運営や性犯罪・性暴力被害者の支援を始めとする各種支援策を更に充実

【東京都総合相談窓口における機能強化】

- 総合相談窓口の体制強化
- 区市町村との連携強化

【性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化】

- 精神的ケアの充実(精神科医療との連携)
- 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業の充実
- 学生・社会人等に対する(協力医療機関等に対する研修会の実施、専門家懇談会の実施等)「性犯罪被害者支援研修」の実施

2 都民・事業者等の理解の促進

都民や事業者等の理解の促進に向け、関係機関、区市町村、民間団体等と共に啓発活動を推進

【被害者の置かれた状況に関する理解の促進】

- 犯罪被害者週間行事の効果的実施
- 年間を通じた広報啓発活動の実施
- スポーツ等の各種イベント等の機会を活用した啓発事業の実施
- 職場における犯罪被害者等への理解の促進

3 連携体制の強化

様々な支援を途切れることなく提供するため、関係機関・団体や区市町村等との連携を強化

【区市町村相談窓口における対応の充実に向けた連携の推進】

- 窓口対応マニュアルの作成と活用の促進
- 区市町村担当者向け研修内容の充実
- 区市町村、都、警察との連携強化

【関係機関及び民間団体との連携の推進】

- 不動産関連団体と連携した住宅のあっせん
- 弁護士会等との連携による犯罪被害者支援

第3期東京都犯罪被害者等支援計画における取組の体系

1 被害者支援施策の充実・強化

相談体制・情報提供の充実

- 東京都総合相談窓口（総務局）
- 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化（総務局、警視庁）
- 各局相談窓口（青少年・治安対策本部、生活文化局、福祉保健局、病院経営本部、教育庁、警視庁）
- 警視庁の相談窓口（警視庁）
- 情報提供の充実（総務局、都市整備局、福祉保健局、教育庁、警視庁）

男女間等における暴力への対応

- 配偶者暴力等被害者への対応（生活文化局、福祉保健局）
- ストーカー被害者への対応（警視庁）

虐待事案への対応

- 児童虐待への対応（福祉保健局、病院経営本部、教育庁）
- 高齢者虐待への対応（福祉保健局）
- 障害者虐待への対応（福祉保健局）

損害回復・経済的支援

- 損害賠償請求についての援助等（生活文化局、警視庁）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（福祉保健局、警視庁）
- 居住の安定（総務局、都市整備局、警視庁）
- 雇用の安定（産業労働局）

精神的・身体的被害の回復・防止

- 保健医療・福祉サービスの提供（福祉保健局、病院経営本部、警視庁）
- 安全の確保（警視庁）
- 保護・捜査・公判等の過程における配慮等（警視庁）

刑事手続への参加機会拡充（警視庁）

犯罪被害者等支援に係る人材の育成・資質の向上

（総務局、警視庁）

2 都民・事業者等の理解の促進

広報・啓発事業の充実

学校教育・社会教育の機会を通じた理解の促進

事業者向け広報・啓発

3 連携体制の強化

庁内連携

関係機関との連携

区市町村との連携

民間団体との連携

他道府県等との連携